

## 特養利用料金表(従来型多床室)

		要介護3	要介護4	要介護5
<b>基本料金(全員1日当たり)</b>		697	765	832
基本料金(1月当たり)		<b>21,189</b>	<b>23,256</b>	<b>25,293</b>
<b>加算料金(全員対象)</b>				
個別機能訓練体制加算	12/日	機能訓練指導員が個別の計画を立てて実施		
日常生活継続支援加算	36/日	新規入所者のうち要介護4~5の入所比率が70%以上、又は認知症自立度Ⅲ以上の入所比率が65%以上、又は入所者のうち痰吸引等が必要者割合が入所者の15%以上		
栄養マネジメント加算	14/日	管理栄養士が個別の計画を立てて実施		
看護体制加算(Ⅰ)	4/日	常勤の看護師を1人以上配置		
(Ⅱ)	8/日	看護職員が配置基準より1人以上(常勤換算4人以上)上回る		
夜勤職員配置加算	13/日	夜勤帯における職員配置を基準より1人以上上回る配置		
	16/日	喀痰吸引等の実施ができる職員を配置		
<b>加算料金(個別対応)</b>				
初期加算	30/日	初めて入所或いは退院後再入所日より30日間		
入院・外泊時加算	246/日	外泊、入院した場合6日間		
看取り介護体制加算	144/日	死亡日3日前まで	医師の看取り診断より 最高30日間	
	780/日	死亡日2日前より		
	1,580/日	死亡日		
配置医師緊急時対応加算	650/回	早朝(6時~8時)・夜間(18時~22時)の場合		
	1,300/回	深夜(22時~6時)の場合		
排せつ支援加算	100/月	排泄に介助を要する利用者の身体機能の向上を行う		
褥瘡マネジメント加算	10/月	褥瘡発生リスクの軽減を行う		
経口移行加算	28/日	経口摂取を進めるため医師の指示に基づく栄養管理を行う 算定は180日限度		
経口維持加算Ⅰ	400/月	医師の診断に基づき協同して計画を立てて実施 算定は180日限度		
経口維持加算Ⅱ	100/月	歯科医を定め、医師が計画に加わり実施 算定は180日限度		
療養食加算	6/回	医師の指示せんに基づく療養食提供		
<b>介護職員処遇改善加算(全員対象)</b>	上記基本料金と、算定されたその他介護保険給付対象サービス加算料金(全員対象、個別対応)合計額に8.3%の加算率を乗じた額			
<b>介護職員特定処遇改善加算</b>	上記基本料金に2.7%の換算率			
<b>介護保険給付対象外サービス料金(個別対応)</b>				
食費(食材費・調理費)	1,550/日	(47,120/月)		
居住費(室料・光熱水費)	多床室	1,120/日	(34,048/月)	
	個室	1,320/日	(40,128/月)	
特別な食事費	実費			
理美容費	施設内	1,500/回	施設外実費	
予防接種代(インフルエンザ等)	実費			
送迎費	70/Km	個人希望外出		
その他個人に関する費用	実費	外食、買い物、喫茶、売店利用代、日常生活費		
	電気代(1製品につき)	50/日		
	テレビ貸出料	100/日		
	立替え手数料	200/月		
	日常生活品費(日用品)	100/日		

## 特養利用料金表(従来型個室 2室のみ)

1割負担額(円)

			要介護3	要介護4	要介護5
基本料金(1日当たり)			697	765	832
<b>基本料金(1月当たり)</b>			<b>21,189</b>	<b>23,256</b>	<b>25,293</b>

※基本料金以外は従来型多床室に同じ

但し、食費、居住費については低所得者(被保険第1段階～第3段階)減額があります。

食 費	従来型多床室	従来型個室
被保険第1段階	300	300
被保険第2段階	390	390
被保険第3段階	650	650
被保険第4段階以上	1,550	1,550
居住費	従来型多床室	従来型個室
被保険第1段階	0	0
被保険第2段階	370	420
被保険第3段階	370	820
被保険第4段階以上	1,120	1,320

但し、1月＝30.4日で算定